

6 水管第 2262 号
令和 6 年 11 月 1 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 小里 泰弘

特定水産資源（するめいか）に関する令和 6 管理年度における大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第 459 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき定めた特定水産資源（するめいか）に関する令和 6 管理年度における大臣管理漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年三月一日農林水産省告示第四百八号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなまぐろ）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 小里 泰弘

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|--|--------|-----------|---------------|-------|-----|-----|---|---------|--|--------|-----------|---------------|-------|-----|-----|
| <p>すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなまぐろに関する令和六管理年度（令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第四 （略）</p> <p>第五 するめいか 一・二 （略） 三 大臣管理漁獲可能量（法第十五条第一項第三号関係） 法第十五条第一項第三号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(単位：トン)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">大臣管理区分</th> <th style="text-align: center;">大臣管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">するめいか沖合底びき網漁業</td> <td style="text-align: center;">9,600</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第六 （略）</p> | (単位：トン) | | 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 | するめいか沖合底びき網漁業 | 9,600 | (略) | (略) | <p>すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなまぐろに関する令和六管理年度（令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第四 （略）</p> <p>第五 するめいか 一・二 （略） 三 大臣管理漁獲可能量（法第十五条第一項第三号関係） 法第十五条第一項第三号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(単位：トン)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">大臣管理区分</th> <th style="text-align: center;">大臣管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">するめいか沖合底びき網漁業</td> <td style="text-align: center;">7,600</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第六 （略）</p> | (単位：トン) | | 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 | するめいか沖合底びき網漁業 | 7,600 | (略) | (略) |
| (単位：トン) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| するめいか沖合底びき網漁業 | 9,600 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (単位：トン) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| するめいか沖合底びき網漁業 | 7,600 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |

するめいかにおける国の留保からの配分について

令和 6 年 11 月
水 産 庁

1. 背景

- (1) 令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月末日まで）の「するめいか」の管理については、「するめいか」の資源状況が現行（令和 4 管理年度から令和 6 管理年度まで）の漁獲可能量の設定の根拠となっている資源評価が行われた令和 3 年度当時と比べて悪化しているとの資源評価結果等を踏まえ、漁獲可能量は引き続き 79,200 トンとするものの、大臣管理区分と都道府県への配分数量はあわせて 29,000 トン（※令和 2～4 管理年度の平均漁獲量）と抑制し、残りの 50,200 トンは国の留保とすることとした。
- (2) このことに伴い、国の留保からの配分方法についても、従来よりも限定的な内容としつつ、単年生である「するめいか」の生物特性も踏まえて一定の柔軟性を確保することとし、以下を原則とする内容に変更した。

【大臣管理区分に対する国の留保からの配分】

- ① 一の大臣管理区分における「するめいか」の漁獲量の総量が、当該大臣管理区分への配分数量の 75%に達した場合（ただし、8 月末日までの我が国全体の「するめいか」の漁獲量の総量が、管理年度の当初に設定した漁獲可能量（国の留保を除く。）の 35%未満である場合に限る。）
- ⇒ 具体的な追加配分の数量等は、75%ルール of 配分方法と同様とする。
- ⇒ 具体的な追加配分の数量を農林水産大臣の裁量の下で算出し、その数量は水産政策審議会に諮問の上で決定する。
- ⇒ 上記いずれの場合も、追加配分後の当該大臣管理区分への配分数量は、直近の過去 3 年（令和 2 管理年度から令和 4 管理年度まで）におけるその大臣管理区分での「するめいか」の漁獲量の平均を上限とする。
- ② 我が国全体の「するめいか」の漁獲量の総量が、管理年度の当初に設定した漁獲可能量（国の留保を除く。）の 70%を超えることが見込まれる場合
- ⇒ 資源調査結果等の科学的な知見を踏まえつつ、我が国全体の過去の「するめいか」の漁獲実績から予測される漁期末までの漁獲量予測と、漁獲可能量との差を上限に、具体的な追加配分の数量等を農林水産大臣の裁量の下で算出し、その数量等は水産政策審議会に諮問の上で決定する。

【都道府県に対する国の留保からの配分】

③ 我が国全体の「するめいか」の漁獲量の総量が、管理年度の当初に設定した漁獲可能量（国の留保を除く。）の70%を超えることが見込まれる場合

⇒ 【大臣管理区分に対する国の留保からの配分】と同様。

④ 75%ルール

(3) 当該変更については、本年3月の第130回水産政策審議会資源管理分科会で審議いただき、「事務局から提案のあった留保からの配分ルールを原則としつつ、ただ、当該ルールでは対応が困難な状況が生じた場合には、関係する漁業者等の御意見も伺った上で、その対応案について、この分科会の場で迅速に議論できるような対応」を取ることを前提として、原案どおり承認をしていただいたところ。

2. 数量変更の内容

- (1) 8月末までの国全体の漁獲実績は約4,600トンで、管理年度の当初に設定した漁獲可能量（国の留保を除く。）である29,000トンの約15%。
- (2) 他方、漁況予測（8月～12月）によれば、常磐から三陸では前年に比べて良い来遊が見込まれている。当該地域が主要なスルメイカの操業地域である沖合底びき網漁業では、9月以降、一日当たりの水揚量制限等による漁獲抑制を行ってきたものの、漁獲が徐々に積み上がったため、9月25日付けで、上記1(2)①のルールに基づいて2,000トンの国の留保からの追加配分を行った。
- (3) その後、同漁業では、スルメイカの混獲を避けるために操業自体を一時停止するなど更に漁獲抑制を強化しているものの、10月25日時点で、消化率は90%を超えている状況。ただし、今管理年度の国全体の漁獲量は、当初配分量の29,000トンに達しない見込みである。
- (4) 以上を踏まえ、沖合底びき網漁業の操業自体が止まることを避ける観点から、沖合底びき網漁業における過去（令和2～4管理年度）の11月以降の各月漁獲量平均値をもとに、国の留保から沖合底びき網漁業へ2,000トンの追加配分を行うこととしたい。

| 特定水産資源 | 管理区分等 | 変更前数量 | 変更後数量 | 増減 |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| するめいか | 沖合底びき網漁業 | 7,600トン | 9,600トン | 2,000トン |
| | 国の留保 | 48,200トン | 46,200トン | -2,000トン |

(以上)